

# 甲府市立上条中学校 運動部活動方針

令和6年4月1日

スポーツ庁「運動部活動ガイドライン」、山梨県教育委員会及び甲府市教育委員会の方針を受け、本校における運動部活動方針を策定した。本校の学校運営の基本方針においても健康・体力の向上を掲げており、運動部の活動を通して運動に親しみ、体力の向上を図ることを目標に、運動部に入部した生徒のバランスのとれた心身の健全な成長や、望ましい活動環境を構築できるよう、本校の状況を把握し分析しながら、効率的で自主的な部活動を実施していきたい。そのために今年度以下の方針で取り組んでいく。

## ●週当たり2日以上 of 休養日を設定

- ・平日に1日の部活動休養日を設定する。
- ・土曜日及び日曜日にもどちらか1日を休養日としていく。  
※ただし、シーズン期（教育内大会予選を含む4週間前）の週休日に両日活動した場合には、各部毎、健康管理を考え、休養日をできるだけ翌週のうちに振り替えること。  
※これらに留意し、年間計画を作成する。

## ●1日の活動練習時間は平日2時間程度、休業日3時間程度

- ・平日の活動はこれまで通り。休業日は、実質3時間程度の活動で効率的な部活動運営を行う。しかし、交流・練習試合、講習等で1日となる場合もあり、各部毎に健康面をしっかりと把握して対応していく。

## ●運動部顧問複数配置と適正な運動部活動の設置

- ・可能な限り複数顧問制をとり、日頃の練習・大会・緊急時等に対応できるようにする。
- ・運動部数の増減については、今後の部員数と職員数を考慮する中で慎重に対応する。（休部に関しては令和5年3月策定の上条中学校部活動休部規定に則る。）

## ●「年間・月等の活動計画」を作成

- ・従来通り年間・月・部活動教育計画書を着実に提出し、学校長が把握する。予定等は必要に応じて保護者等へ配付していく。
- ・活動実績は顧問が自己管理をしっかりと行い、校長も把握する。
- ・顧問や外部指導者等の効率的かつ効果的な指導方法を学ぶ機会を確保し、部員の指導にあっては適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる指導を工夫する。
- ・年間活動計画に参加する大会等を位置づける。なお、ここで言う大会等とは、小中体連主催の市や県の教育内大会を指す。
- ・上記以外の大会等の参加については、生徒の健康や安全・顧問教師の負担を配慮しながら、参加について検討を行っていく。

## ●生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ・部員数の減少に伴い、生徒の活動機会が損なわれることがないようニーズを踏まえ、部活動を設置する。